

地域経済と雇用の担い手

建設業に活気を

—入札制度の改善にむけて—

日本共産党京都府会議員団

Eメール : giindan@jcp-kyotofukai.gr.jp

住所 : 京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町
京都府庁内

電話 : 075-414-5566、FAX : 075-431-2916

発行日 : 2011年12月21日

地域経済と雇用の担い手、建設業に活気を—入札制度の改善にむけて—

日本共産党京都府会議員団（前窪義由紀団長、11人）は、京都府北部・南部、京都市内の建設業者のみなさんを訪問し、低入札の実態調査に取り組んできました。

府議会で京都府に改善を求めるなかで、京都府は「入札契約制度の見直し」について、2011年12月15日から順次実施することを発表しました。

発表した主な内容は次の通りです。

①総合評価入札の評価項目の細分化により業者間の評価点数に差をつける、②最低制限価格を引き上げ、さらに現場の工事困難度等の状況に応じて「現場管理費」を引き上げる、③「地域貢献優先型総合評価入札」の試行や、土木事務所管内を地域要件として設定するなど、地域貢献を重視した入札を導入する、④「元下関係適正化指針」「下請相談窓口の設置」などの具体的検討を行い、元請・下請関係の適正化をはかる等の改善です。

また、京都府内の地域貢献企業からの物品等の調達を優遇する制度を創設することも発表しました。

これらは、9月府議会、12月府議会で、原田完府会議員、光永敦彦府会議員が、京都府発注の公共事業の低入札のもとで優良な京都の建設業者が受注できても利益が出ない実態や下請業者への追加工事代金の未払い問題、労働者の低賃金の実態を示し「地元企業を守り育成し、さらに地域循環型の景気対策を行う上でも、入札制度の改革を」と繰り返し改善を求めてきたことが実ったものです。

地域の建設業者は地域経済と雇用の担い手であり、災害復旧や除雪作業においても重要な役割を果たしておられます。さらに活気を取り戻すためにも、日本共産党京都府会議員団は、これからも実態をもとに改善を求めてまいります。みなさまのご意見をお寄せいただければ幸いです。

もくじ

2011年9月定例議会 原田完議員代表質問	2
2011年12月定例議会 光永敦彦議員代表質問	4
2011年12月定例議会 原田完議員一般質問	6
京都府知事宛2012年度京都府予算に対する申入れ	13
京都府入札制度等評価検討委員会配布資料	15
平成23年度入札契約制度の見直しについて（京都府報道発表資料）	17

原田 完（日本共産党・京都市中京区） 2011年9月27日

地元中小業者の営業を守るため、低価格入札問題の改善をはかれ

【原田】次に低価格入札問題についてお伺いします。

いま、税金の効率的な運用だとして、公共事業の低価格入札がひろがっています。

昨年度の府の一億円以上の発注工事54件のうち、制限価格以下の低入札が33件もありましたが、失格は1件も出ていません。一般競争入札でも制限価格ぎりぎりでも落札しても赤字。企業の経営体力が消耗し弱体化しているといわざるを得ません。

低入札価格により、実際に工事単価は年々下落し続け、ある京都の総合建設の幹部の話では、「デフレのもとで、積算単価が下がり、公共事業では現場経費だけで精いっぱい。本社管理費がでない。有利子を抱えている企業では、赤字覚悟にならざるを得ない」と言われています。

現に現場での常用賃金はこの10年で15,597円から13,933円と大幅な下落をしています。設計労務単価の推移は2011年17,314円ですが、2000年対比では51職種平均で17.4%下がっています。良い仕事、良質な技術者の確保には、適正な工事単価と労賃の保証が不可欠です。

例えば上京警察署の耐震工事設計では、予定価格の39%で落札されましたが、同業者は「赤字覚悟でなければ対抗できない」と言われています。また、京丹後市では、この春から5軒の土木関係の企業が倒産しましたが、その方々から「落札価格が安すぎて採算に合わない」「応札しても落札できない」との声が出されています。このような低価格入札の問題について、知事はどうのように認識されていますか。お答えください。

国においても低価格入札改善への検討がようやく始まっていますが、京都府として地元事業者の営業を守り、業界の健全な発展を支援するために、国の標準積算単価表の引上げを求めるべきではありませんか。また、当面の対策として、採算がとれないような最低制限価格について引き上げを行なうなど、入札制度を改善することが必要だと思いますが、いかがですか。さらに、公共事業の労務単価改善や地元業者の仕事おこしのために、公契約条例を制定すべきです。いかがですか。お答えください。

この問題での最後に、厳しい価格競争で低賃金化、コンプライアンス遵守で改善要望が業界か



らも労働組合からも出ています。公共事業に関わる印刷業では、最低制限価格が設けられていないために、低価格入札が常態化しており大きな問題となっています。印刷物の入札において、北海道、静岡、神奈川など8道県では、最低制限価格を設定しています。京都府においても制限価格を設定すべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

【知事】 次に入札制度について、過度な受注競争により地域の安全安心の担い手である優良な建設企業の疲弊が進むことになれば、広義の品質確保だけでなく、地域の活力が低下し、大きなマイナスであるので、効率的かつ効果的な公共事業の推進をはかる本来の趣旨もふまえながら、入札制度の改革に取り組んできた。京都府ではこれまで価格のみによらず、企業の地域貢献や安心安全への寄与を評価する総合評価競争入札制度の大幅な拡充をはかってきた。19年度には20件だったこの制度は、23年度目標250件で行なわれている。最低制限価格と低入札調査基準価格の算定基準についても工事にあたる従業員の給与手当の算入割合を高めるなど、労働者や下請け保護の観点で見直しを実施してきた。ダンピング対策を総合的に行なっている。引き続き地域に貢献できる優良な建設業の育成確保に資するよう最低制限価格のあり方についての検討も含め、総合的なダンピング対策として入札制度改革を進めていきたい。

次に積算単価について。予定価格は、京都府会計規則に基づき、取引の実例価格等を考慮し、適正に設定することになっており、その基礎となる積算単価については全国統一的な対応で資材単価は市場価格による、労務単価は国や府県等で構成する協議会が公共事業等から建設労働者に支払われた賃金を調査し、地域ごとに定める標準単価によることになっている。ただ労務費の低下は、重層的な下請けなど、建設産業の構造に関わることが大きく、積算単価の問題にとどまらず、元請け下請け関係の適正化や、ダンピング対策など総合的な取り組みが必要である。

公契約条例をとという話もありましたが、賃金や労働条件に関する問題については、基本的にはこれは公契約のみならず、私契約も含めて統一した見地からナショナルミニマムとしてしっかりつくっていくのが基本である。そのうえで府としては、これは公契約の主体であるので元請け下請け関係の適正化をはかるための指針を定め、その窓口を設けるとともに、元請け人または下請け人の法令違反等が疑われる場合には、契約に基づき、施行者に対して調査是正の措置等を指示することとし、さらに契約書に指針の順守を明記し、守られない場合にはペナルティを課すことなどにより、契約の当事者としての主体性を発揮することで適正な労働環境の確保に努めていきたい。

印刷物への最低制限価格の導入については、企画性の高い印刷物は価格のみではなく、デザイン等の提案を受けるプロポーザル方式などにより、随意契約で企画制作を委託している。また一般の印刷物については、校正や納品時の検査により品質の確保はできており、加えて最低制限価格を設定するとしても入札の落札率はバラつきが大きく、これは企業の手持ち資材や業務のノウハウが価格に反映することもあるので、慎重な検討が必要である。導入県においても、現在適正な設定の技術的な困難さが指摘されていることをふまえて、今後検討していきたい。

【原田】建設業界の実態は大変厳しい状況にあるとの認識は頂いていますが、具体的に改善をどう図るのかという点では十分な答えはいただいております。いま京都府内の業者をしっかりと支援するためにも、現在の入札制度のあり方が問われています。知事の答弁のように、現状の問題、このことをどう改善図るのかとの点での低入札への対応が必要であり、現状だけでは残念ながら倒産する企業が相変わらず生まれるという事態にあります。

京丹後での事例や畑川ダムを請け負った企業でも先日倒産するような事態がうまれている。このような時であるからこそどう支援するのかという点で入札問題の再検討をお願いしたいと思いますが、ご答弁を願いたいと思います。

【知事】入札制度につきましては、先ほど申しましたように現在低額入札制度について委員会を設け、この間随時改善して参りましたし、現在もその状況を改善するために鋭意検討を続けており、その中でしっかりと対応して参りたい。

12月定例会 代表質問より抜粋

光永 敦彦(日本共産党、京都市左京区) 2011年12月6日

公契約条例の制定、入札制度改革と一体に急げ

【光永】その対策の一つとして公契約条例の制定が急がれます。京都総評によるアンケートでは、事業者の2社に1社が「落札した公の仕事で赤字になったことがある」と回答し、低価格での落札によって、労務費や原材料費を削り、雇用や品質の低下、技術力の継承が困難になるなど、地域経済への悪影響や住民へのサービス・安心安全に悪影響がでていることが明らかになりました。

北部はとりわけ深刻で、例えば舞鶴市のAランクの会社の下請けがわかっているだけで3社破産し、親企業も公共事業がへる中、極めて厳しい状況です。

私は、地元企業を守り育成し、さらに地域循環型の景気対策を行う上でも、入札制度改革とともに、二次、三次をはじめとした下請けの労務単価が一体的に守られることが必要と考えます。先に実施した千葉県野田市では、昨年、条例適用の対象を増やす、職種別賃金を導入するため条例改正され、低入札でしわ寄せがいていた労働者の賃金低下に歯止めをかけ、「最低賃金がひきあがった」と言われています。京都市でも検討の方向が示されています。公契約条例の制定を入札制度



改革と一体的に実施すべきです。いかがですか。

【知事】 次に、入札制度についてですが、申し上げるまでもなく、これは過度な受注競争によって地域の安心安全の担い手である優良な建設業の疲弊が進むことになれば、それは工事の品質確保ばかりではなくて、地域の活力の低下、ひいては府民のくらしの安心を確保する上でも大きなマイナスだと考えています。

京都府では、これまでから公共調達検討委員会のご意見もふまえて最低制限価格を引き上げる、価格のみによらず、企業の地域貢献や安心安全への企業を評価する総合評価方式の拡大、こうした形でダンピング対策等を既に実施してきました。しかしながら、厳しい経済情勢のもと、公共事業の減少に伴う受注のアンバランスが拡大するなかで、最低制限価格付近への極端な張り付きや、くじ引きによる落札の決定が急増するなど低価格競争に拍車がかかっている現状です。この状況をふまえて総合的なダンピング対策を更に進めるために、先の公共調達検討委員会の委員にもご参加いただき、本年10月に入札制度等評価検討委員会を設置し、集中審議をお願いしてきたところです。

委員会では、府内企業のヒアリングなどを行い、その中で更なる最低制限価格の引き上げ、住民生活に身近な工事について、受注企業がきめ細かく迅速に対応できる適正な地域条件の設定、くじ引きの際には地域貢献する企業が優先されるような仕組みづくり、総合評価方式においては、評価を細分化し地域の優良な企業がしっかりと評価される見直しなどの意見を取りまとめた上で、速やかに実施をしていきたいと考えています。

公契約条例についてですが、賃金や労働条件などに関する問題については、基本的には公契約のみでなく、これは私契約も同じ問題でありますので、統一的な見地からやっていくのが私は筋だと思っている。それから、京都府発注の事業については、これは私どもが行う発注でありますから、その適正さを守る上で厳格な注意が必要であります。それは条例であっても、契約書であっても、私は本質は変わらないと考えており、引き続きしっかりとした形で元請け下請け関係の適正化指針等により契約当事者としての主体性を発揮して、建設業法や労働関係法令の遵守を徹底することなどにより、労働環境の確保等に全力を挙げていきたいと考えています。

【光永】 公契約については、入札制度については今後検討するということがありましたので、今後の論議を応援していきたいと思いますが、同時に京都府の場合は1000億円近くの普通建設事業だけで、これが地域に回ると。それが2次3次、末端までちゃんと行っているか、ということ考えた時に、地元に行かせるためにも公契約条例が必要だと考えているんですけども、必要性についてどう考えておられるのかお聞かせください。

【知事】 公契約条例につきましては、一番問題なのは、条例というのは規制し、又は一定の義務を書く形になります。そのことと、条例の発注者として義務を課すことの間、どういう形で根拠の違いというものができるんだろうか。ですから条例自身のその効果の問題を見極めていかなければならない。それと私たちは義務、そして権利義務を課すときには慎重にならなければならないという立場を常にとっておりますから、自分達できちっと発注で、できるものであるならばそ

れでやっていくという、これはやっぱり主体としては当然のことではないかなと思っておりまして、その点を踏まえて検討して行かなければならないと思います。

12月定例会 一般質問

原田 完(日本共産党、京都市中京区) 2011年12月7日

建設・土木業の振興について

【原田】日本共産党の原田完です。通告にそって知事ならびに関係理事者に質問いたします。

最初に低入札問題や建設・土木業の振興について伺います。

建設・土木業界は長引く不況のもとで、仕事が激減し、京都府内の建設産業は大変厳しい経営環境におかれています。

公共事業予算が大幅に減少し、平成22年度の公共事業請負金額は、ピーク時の約4割に減っています。発注方式の多様化や、従来は建築・設備を分離発注していた工事が一括発注されることで大規模工事となり、大手ゼネコン対象工事として、地元中小建設業者や専門工事業者への発注の機会が奪われており、この改善は急務です。

東日本大震災では、地元の建設土木業界が最初に、がれきの処理や道路の復旧をおこない、改めて地元建設土木業者が復興の力となることが明らかになりました。

京都府においても冬季の除雪作業は地元業者が居なければ、北部では孤立集落が生まれます。深夜の2時3時から出動し、まさに府民の安心・安全を守ってきたのが地元建設土木業者です。

そこで知事にお聞きします。京都における建設産業の現状と果たしている役割についてどの様に認識されていますかお答えください。

TPP参加にきっぱり反対せよ

【原田】本府は、地元建設土木業界が厳しい経営環境にある下で、入札制度の改善、元請け・下請け関係の改善にむけ、入札制度等評価検討委員会を設置されました。しかし、民主党野田政権は、国民の強い反対の声を無視してAPECでTPPへの参加を表明しました。TPPに参加することになれば、現在、本府が検討している地元への貢献度を反映する改善策も非関税障壁として全て違反だと言われ、地元中小業者の仕事が奪われる事は必至です。



知事はこの件でどのような認識なのかお答えください。京都府知事として、きっぱりと反対を表明し、国へ参加しないよう強く求めるべきです。いかがですか。

低入札問題など入札制度の改善について

【原田】次に、入札制度の改善について具体的に伺います。

本府の平成21年度の競争入札平均落札率は、82.4%と低く、47都道府県のうち下から2番目の低入札となっています。さらに一般競争入札では最低制限価格の上下1%以内に74%の業者が張り付き、22年度は「くじ引き」による落札決定率が31%となっています。

建設業者からは「公共事業は、かつてはシンボルだったが、今は利益の出ない工事」と言われています。京都建設業協会資料では、平成10年は、高かった建設労働者の平均年間給与水準は、21年には製造業より78万円低く、落ち込んでいます。

低入札の下で、下請け業者は、「工賃をねぎられた」、「追加工事代金が支払われなかった」「元請け企業の倒産で代金が未払い」等、深刻な実態が府の元請け・下請けアンケート調査等に寄せられています。適正な下請け工賃を確保してこそ、労働者の適正な賃金を保証でき、工事の品質確保や安全対策ができるのです。また、建築職人の技術の向上、後継者育成の取り組みは、地域に貢献する人づくり、地域経済の発展に直結する問題です。

9月議会で「早急に最低制限価格の引上げを実施すべき」との私の求めに対して、建設交通部長も「改善を検討する」と答弁されましたが、最低制限価格を引き上げ、適正な利益が確保できるようにするべきではありませんか。

また、公表される予定価格から最低制限価格を予測できることから、最低制限価格付近に74%の入札が集中し、過当競争化で低入札を招いています。このような状況を改善を図るためにもふみ込んだ検討を求めますが、いかがですか。

公平性・透明性確保のためとして、電子入札での広域入札が実施されています。結果として、30社を超える入札参加があり、地元業者が落札できなくなっています。北部からは、仕事がとれないもとで、機材の維持・更新ができず「除雪を辞退したい」「他府県のゼネコンにではなく、地元業者へ仕事が回るようにしてほしい」と切実な声が上がっています。

丹後土木事務所では、発注する工事に中丹東西土木事務所管内の業者が殺到し、丹後の業者に仕事がまわらない状況などの改善が求められています。規模・内容によっては、入札参加資格要件で土木事務所管内の業者に地域限定する等して、地元企業へ仕事がまわるよう検討するべきです。お考えをお聞かせください。

生活関連公共事業中心へ転換を

【原田】我が党議員団は、公共事業のあり方について、無駄な大型事業にお金をかけるのではなく、「地元業者への仕事おこしを」と一貫して求めてきましたが、府はいまだに天ヶ瀬ダムの再開発をすすめ、凍結している京都市内の高速道路3路線の建設や丹生ダム・大戸川ダムなど不要不急の大型公共事業を中止していません。

知事は、府民公募型公共事業が府内業者の仕事受注につながっているとされますが、入札制度等検討委員会が行った北部、南部の建設企業へのヒアリングでは、多くの業者から共通して、「経営が厳しく展望が持てない状況のもとで、京都府はいろいろやっているけれど、今、どこへ向かっているのかが判らない」「府は、どういう立場に立つのかはっきりと示してほしい」という声が出されていることは、知事も御承知だと思います。京都府内の建設企業、建設労働者の暮らしを守る立場をはっきりと示し、公共事業の発注が大きく減少するもとで、本来府が府民の安全への責任を果たすための、生活道路の改善や老朽化した橋梁、河川改修、会館や学校、病院等公共施設の耐震補強維持・補修・改修工事に本格的に取り組むべきです。

そのためにも、国に対してダム、高速道路中心の公共事業から生活関連、安全・安心等の公共事業へシフトし、思いきって耐震工事等をすすめるよう求めるべきではありませんか。お答えください。

さらに、発注方法については、かつて実施していたように、工事種類ごとに分離・分割発注することで、地元業者へ仕事が回る仕組みを行うべきだと思います。いかがでしょうか。

建設設計管理についても最低制限価格を設定せよ

【原田】現在の入札制度では建設設計管理については、最低制限価格の設定がありません。中には40%を切りダンピングと思えるような低入札での落札が目立ってきています。低入札の結果、思い起こすのが、偽装構造計算のアネハ事件です。適正な利益確保を保障することで、安心安全な公共事業となるのではないのでしょうか。

府民の安心安全確保のためにも、建設設計管理についても最低制限価格の設定をするべきだと思いますがいかがでしょうか。

技術職員を育成し、職員体制の強化を

【原田】次に京都府の職員体制強化についてうかがいます。例えば、府民公募型事業を担当されているところでは、この時期は審査会への事前調査、報告準備、そして入札、発注などが集中し、超過勤務をして対応されています。分離分割発注、部分発注を推進する上でも、技術職員の育成と職員体制の強化を行うべきではありませんか。

【知事】建設業の果たしている役割について、言うまでもなく建設業は、道路・河川・砂防・公園等の社会資本の整備から維持・管理、さらには災害時の初期対応の担い手として、また、地域経済面では雇用吸収力が高いだけに、雇用確保に大きな役割を果たしており、私は非常に重要な産業であるというふうに認識しています。

ただ、問題なのは開発がずっと進んできた時代からアセットの時代、管理の時代にあたって、どうやって技術者を雇用して建設機械を保有するなど安定して地域に貢献できる優良な建設企業を維持し、育成することが、これが一番大きな課題ではないかと考えています。

そうした面から、これからも公共事業の場合は業者の維持・育成という部分もあるんですが、それ以上にやはり府民のためにどういう事業をすれば一番いいのかということでもありますので、

そうした点との両立・調和というものをメインにこれからも建設業の発展について考えていかねばならないと思っています。

次に、T P Pの協定についてですが、仮に調達基準額が引き下げられる場合、その内容によっては大企業の受注機会の減少も懸念されます。まあ、果たして海外事業者との契約締結の可能性自身は、これは現状をみても著しく低い現状でありますので、そういうところに各国が主張してくるかというのは、私はちょっと正直言って疑問ですが、事務負担の面もありますので、全国知事会を通じてどのような対応を考えるのか、まずは国に説明を求めるとともに、それをふまえた形で行動していかねばならないと思っています。

T P Pの協定交渉については、昨日も答弁したように右か左かというものではなくて、それぞれの状況をふまえながらやっていかねばならない。これは単にアメリカとの関係だけではなく、中国・韓国からヨーロッパを見通した、大きな日本の行く末を見つめた中で、どうやって国内産業を維持していくのかという対策を政府が示しながら、それに対して全体として議論をしていかねばならない、大変複雑な問題だと考えており、そうした観点からも、これからも国に国民的な合意が得られるよう慎重な対応を行うことを申し入れているところです。

【総務部長】 入札制度の改善について、10月に設置した入札制度等評価検討委員会において集中的にご審議を頂いているところです。昨日、知事から答弁したとおり、去る11月30日に開催された第3回委員会において、更なる最低制限価格の引き上げ、住民生活に身近な工事について受注企業がきめ細かく迅速に対応できるような地域要件の設定等についてすでにご意見を取りまとめていただいたところです。これをふまえて早急に対応していきたいと考えています。

予定価格の公表時期については、事後公表にした場合には入札の非公開情報に関わる受注者・発注者双方のコンプライアンスが極めて重要な課題となるため、その対応策と併せて検討をしていきます。

次に、公共工事の発注方法については、これまでも工事の種類ごとに可能な限り分離するとともに、分割発注にも努めているところであり、また1,000万円未満の小規模で地元対応可能な工事については地元業者を対象とした指名競争入札等をしているところです。今後とも地域経済に適切に配慮しつつ対応してまいります。

建設工事の設計管理等の業務については、完成物により品質の確認ができることから最低制限額は設定していませんが、これらの業務の入札状況をみると業務の内容によって落札率にばらつきがあり、建設工事とは異なり、必ずしも低価格に集中していない状況でありますし、また制度を導入することによって逆にダンピングを助長してしまう可能性もございます。現に制度を導入している府県においても応札が最低制限価格付近にはりついてくじ引きが頻発するといった弊害も見受けられることから慎重に対応していく必要があると考えています。

【建設交通部長】 公共事業についてですが、京都府では、従来から国庫補助事業を活用しながら幹線道路整備や治水対策など比較的規模の大きな事業から交通安全対策や維持・修繕など、身近で小さな規模の事業までバランスよく実施することに努めており、平成21年度からは府民公募

型安心安全整備事業を実施し、生活道路の改善等なお一層きめ細やかな事業も行っております。耐震対策についても、橋りょうの耐震点検を全て終え、現在、対策工事を着実に推進しています。

次に、職員体制についてですが、業務の増加に対応するため、新規採用職員を増員し、社会人経験者を採用するとともに、技術力を向上させるため体系的な研修をおこなっており、本年度は86名が受講し、また国土交通大学校等、外部機関の研修に57名を派遣しています。

さらに、外部委託で対応できる業務について、設計コンサルタントや現場技術業務の活用等により、効率的に業務を遂行できるよう努めています。

【原田】 ご答弁いただきましたが、知事は、非常に厳しい経営環境のもとで、国際入札適用基準がWTO基準では現在23億だが、TPPでは7億6500万円にまで基準が引き下がる事態が生じているにも関わらずTPP反対を示さないという姿勢は、今、苦しんでいる業者に対して非常に冷たい姿勢だと指摘しておく。

さらに、今、入札制度の問題は喫緊の課題です。丹後の振興局管内で言えば、今年の入札151件の内、地元業者の応札が80件。その内、落札できたのは40件。一般競争入札での70件が抽選となっている。こういう状況のもとで、しっかりと地元の業者に分割発注することや、振興局単位での地元業者の入札などへ制度の改善を図るべきです。この点については再答弁をお願いします。

設計管理等の最低制限価格について、低すぎるから問題が起きるということであり、今の入札の状況をみれば、現に40%を切る、50%以下での入札が横行している。業者の声を聞いても「これでは対応できない」というような状況も生まれています。最低制限価格を適正な価格で設定を図るべきだと思います。再答弁をお願いします。

【総務部長】 先ほども答弁しましたが、工事の発注方法については、工事の種類ごとに可能な限り分離をし、分割発注に努めているとことですので、今後とも地域経済に適切に配慮しながら対応していきたいと考えています。

また、最低制限価格の引き上げ等についても、ただいま申し上げた通り、評価検討委員会の方で一定とりまとめをいただいておりますし、そういったこともふまえて早急に対応していきたいと考えています。

【原田】 再答弁をいただきましたが、設計に対する最低制限価格についてはお答えいただけませんでした。残念な答弁です。しっかりと業者の実態を把握して、そのことに応えるようお願いしたいと思います。

京都府の文化財保護、修繕について

【原田】 次に、京都府の文化財保護、修繕をめぐる課題について伺います。

京都府内には国宝が60件、重要文化財が542件、登録文化財が376件、重要伝統建築群7件と多数の文化財が存在しています。この府民の誇りであり、国民的宝である国宝や重要文化財を守ってきたのは、京都の1200年の歴史と伝統に鍛えられた高度な技術を持った技術者・

職人集団が技術を継承し発展させてきたからです。だからこそ京都に重要文化財があり、これが京都の観光産業を支える役割を果たしているのです。これらの保存は、私たちが受け継ぎ後世に引き継いでいかなければならない重要な仕事です。

今年2月に設立された「NPO日本国際文化遺産協会」の設立趣意書は「経済効率を優先させる社会的状況は、古いものの無秩序な排除や文化の保全に努力し、文化遺産を守ろうとする私たちの心の崩壊さえ招きかねない状況を生んでいる」と指摘しています。

京都の西本願寺の御影堂の平成の大修復工事が1999年から10年半かけて実施され、この工事をNHKが10年間の長期にわたる取材を行い放映されました。私は大変感銘を受けました。

この取材を通じて、プロデューサーの武野氏は「御影堂は木と土と紙とが調和し、よく組み合わせられて、わが国特有な建築文化・住宅文化の伝統的な匠の技と知恵とが組み合わせられている、生活の香りがする」と言われていました。

この工事は文化財修復・保存、防災の総合的工事で1万人を超える、職人の技術が支えています。伝統的な「和の文化」の基礎にある匠の技術者が各分野において一人二人しか居ない状況です。西本願寺のかわら11万5千枚を葺くため、杉板23万枚を打ち付ける、竹の釘を作る職人は丹波で一人だけとなっています。まさに『我が国の伝統的文化とその伝承の困難と迫りくる危機』を深く感じる事業だったといわれています。

京都は文化財の宝庫です。それらの修復工事は連綿と続きます。しかし、この間、京都府の文化財工事は指名入札に当たって、企業の評価を点数評価し1000点以上の企業とし、京都で対象となる企業はごく一部です。圧倒的な地場の企業が指名から外される事態が続いています。

東山の知恩院の山門、境内全域の防火防犯設備の工事では、京都府から設計管理の財団法人建築研究協会に1000点以上の企業にすべきと意見が付けられたため、大企業が指名され京都の事業者は下請けとして関らざるをえない事態となりました。

私の厳しい指摘の中で、「今後は配慮した発注に心がける」としながら、今度は京都府教育委員会が主体の知恩院の本堂の大屋根修理の素掛け工事で、JVで1400点以上の企業を指名の条件としたため、スーパーゼネコンに建設一式全で発注し、地元事業者はカヤの外という事態が生じています。

これでは、文化財に関わる工事を行ってきた京都の企業が、厳しい経営状況のもとで、技術を継承し、後継者を育てることはできません。

京都府は文化財の修復に関わり、直接技術者・職人を雇い工事に関わってきました。京都の宮大工や左官業、瓦屋、鳶職、建具、防災設備、電気、庭師等々匠の技術が京都の文化財の修復工事を行うもとの、伝統的技法や技術を発展させ、継承してこられました。今その技術継承が危惧される事態となっているのです。

中京区の二条陣屋や清水寺や両本願寺、東寺、万福寺を初め、まさに文化財の宝庫である京都でこそ、技術者・職人を育成する立場に京都府が立つべきではありませんか。

知事は、これら京都の文化財保護の技術を有する事業者とその技術をどのように評価し位置付けておられますか。

また、文化財は、国民的財産であるからこそ、国や府が補助金を出して修復を支援しているのです。

貴重な技術の伝承が危機的な事態となっているもとで、京都府の文化財工事で、地元企業が指名入札に入れられないような事態を作っている状況を、知事はどのように考えているのかお聞かせください。

発注に当たっては、一括発注でなく、分野・工事種類等を考慮して部分発注すれば、地元の多くの業者が事業参加できるのです。改善を求めますがいかがですか。また、指名入札に当たっての評価点の在り方について、京都府内の文化財関係工事額実績で評価するなど、評価方式の検討を求めます。いかがですか、お答えください。

【教育長】 本府におきます文化財保護の技術について、重要文化財建造物修理など京都の文化財保護技術は、大変長い間の歴史と伝統を受け継いで地元京都の技術者によって培われてきたものです。このような文化財保存修理技術について、特に高い技術を持つものを国が選定する制度があります。府内の伝統技術者が建具や金具の制作、あるいは瓦葺など多くの分野で国の選定保存技術者に選定されていることから、わが国の最高水準にあると考えます。日本を代表する府内の文化財を保存していくためには、それらの技術を次の世代に確実に伝えることが大変重要です。このため、文化財の保存修理事業や後継者養成、原材料確保についての研修等に取り組んできたところであり、引き続き熟練した技術者の育成にしっかりと取り組んでまいります。

次に、文化財の修理工事の入札について、重要文化財建造物保存修理工事競争入札参加資格者名簿に登載している企業を対象としていますが、文化財の修理には、それぞれの分野ごとに高い修理技術が必要となることから、入札参加資格の評価にあたっては、工事種別ごとに文化財修理工事の額だけでなく、仕上がり実績などを加えているところであり、約9割が京都府内の業者となっています。

また、修理には高い技術が必要となることから、屋根工事・塗装工事・金具工事等の工事種別ごとに分割し、先ほどの入札参加資格者名簿に登載されている業者を対象に発注しているところです。

なお、非常に大規模な仮設工事、先ほどご紹介がありました西本願寺の素屋根の工事等ですが、文化財の修理に至る前の一般的な工事として大手企業が受注した例がありますが、多くの文化財修理工事については府内の業者が受注している状況にあります。

府教育委員会としては、今後とも世界に誇る本府の文化財の保存と次世代への継承にしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

【原田】 ご答弁を頂きましたが、文化財の工事で実際に東山の山門の防災工事の1000点以上という京都府教育委員会からの指摘があつて、結局業者は一人も指名にあたらなかった。さらに、JVで今やられている工事は1400点です。なぜ、1400点にしなければならないのか。地元の建設業者も総合請負の業者も沢山いるが、ほとんどのところがそれでは参加できない。JVへ参加をしている企業では、寺社仏閣の工事にはこれまで関わったことがない企業が落札されて

いる。こういう状況で本当に京都の重要文化財を守って行く技術が伝承できるのか。しっかり地元の企業に発注を図ることこそが何よりも必要であり、文化財を守る上で連綿と築き上げてきた修復に関わる技術伝承が正に喫緊の課題になっているも、指名競争入札に当たって、何故大企業や規模が大きければ安心とする姿勢に固執するのか全く理解できません。スーパーゼネコンが受注してもスーパーゼネコンが全て施工するわけではなく、結局、実際の工事は京都の業者が低価格で仕事をやらされる。こういう状況が生まれるのは明らかであり、しっかりと地元業者がスキルアップや技術の伝承を含めて行えるように指導を図るべきだと指摘して終わります。

2011年11月17日 京都府知事宛2012年度京都府予算に対する申入れより抜粋 脱原発・ストップTPP・緊急経済対策と2012年度京都府予算 に対する申し入れ

日本共産党府会議員団（前窪義由紀団長、11人）は、11月17日、山田啓二京都府知事に「脱原発・ストップTPP・緊急経済対策と2012年度の京都府予算に対する申し入れ」をおこないました。



申し入れは京都府が「原発ゼロ」の立場にたち再生可能エネルギーの飛躍的な普及を進めること、TPPへの不参加を政府に強く申し入れ、府民の命や暮らしを守ること、東日本大震災の被災地から京都に避難してこられた人たちへの支援強化。また、日本写真印刷の工場閉鎖やリストラ計画の撤回を働きかけること、雇用と地域経済を守る対策や円高対策・中小企業支援の講じることなどの緊急対策18項目を要望しました。

来年度予算には各分野にわたって、131項目の要望を行いました。要望には京都地方税機構による違法な徴収・滞納整理をやめることや、関西広域連合による関西財界の意向に沿った、大阪中心の大型開発やカジノ導入の検討などの事業拡大をやめること等も求めました。申し入れには、太田副知事が対応しました。

以下、「京都経済の立て直し」に関する要望項目を紹介します。

2、京都経済の主役である中小企業と雇用を守る、京都経済の立て直しを

中小企業の倒産の増加や雇用失業情勢の悪化など、経済危機が深刻化している。京都経済の主役である中小企業と雇用を守り、京都経済の立て直しを図ることが強く求められており、以下の施策の実施を求めます。

- ①日雇い派遣・製造業への派遣労働の禁止など、労働者派遣法の抜本改正を国に求めるとともに、本府の雇用のための企業立地促進条例に、雇用と地域経済を守る企業の社会的責任を明記し、工場閉鎖や解雇は事前に府に報告協議する規定、法令違反や解雇を強行した際は補助金返還を命じる規定を設けること。
- ②真っ先に雇用を奪われかねない障害者の雇用確保と拡大に力を尽くすとともに、中高齢者の雇用拡大にむけて求人開拓などの取り組みと指導を強化すること。
- ③トステムに対し、解雇されたすべての労働者の就職に責任を果たすよう強く求めること。労働局から直接雇用を命じられたジヤトコ元派遣労働者が正規雇用されるよう引き続き働きかけること。
- ④企業誘致偏重の施策を改め、「中小企業振興基本条例」（仮称）を制定し、府内経済と雇用を支える中小企業への振興対策を抜本的に強化すること。また、「伝統と文化のものづくり産業振興条例」「中小企業応援条例」が真に実効あるものとなるよう伝統産業の後継者育成制度の確立等に取り組むとともに、中小企業応援条例の総括を行うこと。また、関係者の英知を結集して、京都経済の立て直しのため、中小企業団体、商工会、金融機関、労働者、大学など研究機関の参加による「地域経済振興会議」の設置など真に実効ある振興策を確立すること。
- ⑤西陣、丹後、京友禅の振興を図るため、「伝統と文化のものづくり産業振興条例」を活用し、庁内横断的な総合的対策を行なう対策本部を設置すること。事業所の悉皆調査など早急な実態調査を行なうこと。
公平公正で秩序ある流通体制の再構築に向けて、行政としてのイニシアチブを発揮し、業界団体や販売グループの支援・育成を図ること。伝統産業振興のために大規模な財政支援を行うこと。
- ⑥「北部産業技術支援センター」への技術職員の増員など抜本的な体制強化を行ない、市町とも協力し、事業所調査の実施など北部中小企業振興を本格的に行なうこと。
- ⑦公共事業の発注にあたっては、下請の契約関係の適正化につとめること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付一般競争入札を基本とするとともに請負企業の経営安定のため、最低制限価格を引き上げること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を義務づけるため、「公契約条例」の制定を行なうこと。
- ⑧府の行なう公共事業は、生活密着型への転換、分離・分割発注をさらにすすめ、地元中小業者や官公需適格組合の仕事確保を図ること。また、経済波及効果が明確で、耐震改修や太陽光パネル設置などの推進のためにも、住宅リフォーム助成制度を中小建設業者の仕事確保の観点からも創設すること。また、小規模工事希望業者登録制度を創設すること。また、印刷物等については、製造物請負にかえ、適正な入札価格となるようにすること。
- ⑨府民公募型安心・安全整備事業は、継続・拡充するとともに、市町村と連携を強化するなど、地元業者の仕事確保対策としても位置づけを発展させること。
- ⑩大型店の身勝手な出店を規制するため、小売商業調整特別措置法を活用するとともに、国に対し大店立地法の需給調整排除の条項を削除し、まちづくり三法の見直しをするよう求めること。また、商店街と地域住民が協力して安心して暮らせる「まちづくり条例」を制定し、商店街・小売市場・個人商店の振興のための支援や「買い物難民」対策を抜本的に強めること。商店街の空き店舗活用として、生鮮三品の商店の導入や公共施設の誘致など来街の動機付けとなる支援施策を実施すること。

- ①制度融資の金融機関丸投げをやめ、府として経営診断を行ない、制度融資を行なう仕組みに変えること。中小企業支援融資については、商工会などへの経営診断の委託を再度実施し、中小企業振興を図ること。信用保証料や金利負担の軽減を図ること。新規開業や新事業への転換、新製品の開発に取り組む中小企業・業者に対し、無担保・無保証人、低利で返済猶予期間の長い融資制度の創設、信用保証協会の保証枠の拡大など、融資制度の改善・充実を図ること。中小企業あんしん借換融資について、日本政策金融公庫など政府系金融機関分にも対象を拡大し、延長・継続すること。保証協会の制度融資に対する求償権の放棄ができるように条例の制定を図ること。信用保険制度の改悪による責任制の導入を撤回するように国に求めること。

京都府入札制度等評価検討委員会（平成23年10月13日開催）配布資料より

低入札価格調査制度の状況

1 低入札価格調査発生状況

	対象件数	発生件数	率	契約件数	請負率
ペナルティ導入以前 H21.12まで	82	50	61.0%	39	77.1%
ペナルティ導入以降 H22.1以降	62	44	71.0%	37	77.3%

注：契約件数は、低入札価格調査対象者との契約件数

2 低入札価格調査を経て契約した工事にかかる調査

○調査の概要

対象工事 平成20年12月以降に落札し、工事完了した（土木一式及び建築一式）
工事の内建設交通部及び文化環境部の発注工事（20件）

対象者 対象工事を施行した府内業者

（元請：38者 一次下請：121者 二次下請：52者）

調査方法 郵送（平成23年6月24日発送）によりアンケート調査を実施

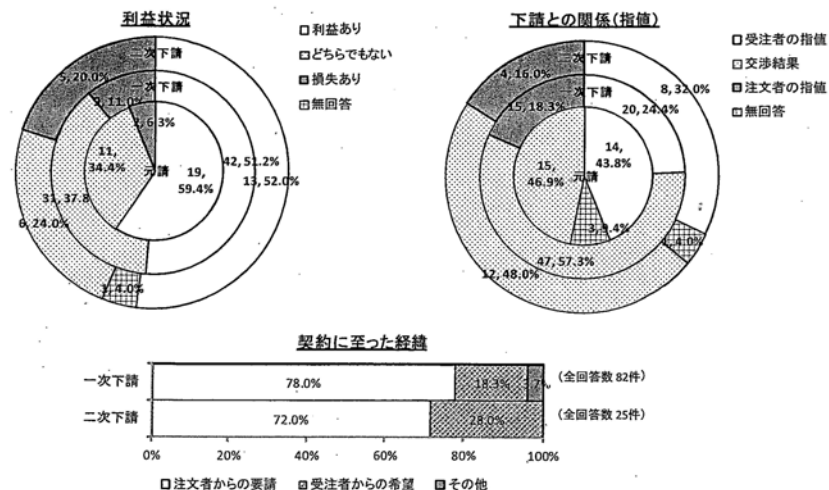
調査内容 当該工事での損益状況、下請金額の決定方法など

○結果の概要

回答数 元請 32者（回答率84.2%）

一次下請 82者（回答率67.8%）

二次下請 25者（回答率48.1%）



- ・元請、下請とも半数程度が利益を得ていない。
- ・下請業者ほど利益を得ていない。
- ・下請業者ほど損失が発生している。
- ・注文者からの指示額で受注せざるを得ないケースもあり。

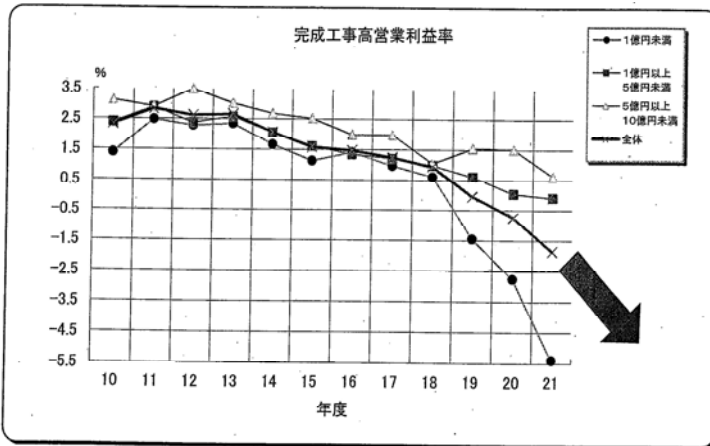
完成工事高営業利益率の推移（京都府下保証実績企業：土木）

【概要】

京都府内の建設業者は、平成19年度以降、営業利益率がマイナスに転じ、回復の兆しが見られない。マイナス幅は小規模な企業ほど顕著であるが、平成21年度からは、中位の企業においても、マイナスに転じるなど、比較的規模の大きい企業でもいずれ営業利益率がマイナスに転じる恐れがある。

(単位：％, 社)

完工高別		10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
1億円未満	％	1.39	2.48	2.28	2.34	1.66	1.13	1.41	0.97	0.61	-1.45	-2.76	-5.39
	(企業数)	165	175	157	256	265	281	308	300	270	291	257	239
1億円以上 5億円未満	％	2.39	2.89	2.37	2.57	2.05	1.61	1.34	1.21	0.98	0.61	0.05	-0.09
	(企業数)	404	413	382	407	409	385	409	374	392	353	329	322
5億円以上 10億円未満	％	3.11	2.90	3.48	3.01	2.68	2.52	1.99	1.98	1.05	1.55	-1.51	0.63
	(企業数)	107	83	68	59	70	71	55	61	74	59	64	52
全体	％	2.33	2.83	2.61	2.65	2.06	1.58	1.47	1.24	0.94	-0.04	-0.74	-1.86
	(企業数)	731	726	665	775	791	781	812	772	775	739	682	641



算式

$$\frac{\text{営業利益}}{\text{完成工事高(兼業含む)}} \times 100$$

【完成工事高営業利益率】

完成工事高に対してどれだけ営業利益をあげたかをみるものです。この比率が高いほど経営効率がよいことを示しています。

西日本建設業保証株式会社提供データ（前払金保証を行った企業のうち平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に決算期が到来した法人を対象）

廃業等業者数一覧

(件)

	A1	A	B	C	D	E	その他	合計
H20	1	5	2	2	2	4	8	24
H21	5	3	3	7	2	3	2	25
H22	7	1	4	2	3	2	3	22
H23	3	2	2	1		1	1	10

※H23は8月末時点、等級はA1=Ⅰ、A=Ⅱ、B=Ⅲ、C=Ⅳ、E=Ⅴ

※その他は土木一式の資格のない業者

※廃業等には、破産を含む

平成23年度 入札契約制度の見直しについて

平成23年12月12日
京都府総務部入札課
075-414-5442
京都府建設交通部指導検査課
075-414-5225

京都府入札制度等評価検討委員会において、本年10月から入札制度等のあり方について議論いただいているところですが、委員会でとりまとめられた喫緊の課題に対する改善案を踏まえ、以下のとおり入札契約制度の見直しを行います。

なお、残る対策については、今後、委員会の審議を経た上で必要な制度設計を行い、改めてお知らせします。

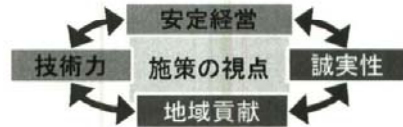
1 京都府入札制度等評価検討委員会の概要

- (1) 設立 平成23年10月13日(木)
- (2) 目的 府が実施すべき入札制度等の改善策等について検討すること
- (3) 委員 楠 茂樹(くすのき しげき)委員長(上智大学法学部准教授) ほか4名
- (4) 開催状況 第1回委員会：平成23年10月13日、第2回：11月4日、第3回：11月30日

2 見直しの概要（京都府入札制度等評価検討委員会：入札制度の改善方策）

◇総論：要旨

- ◆ 社会基盤整備を担う建設業者は、**持続的に安定的な経営状況が不可欠**
- ◆ 極端な供給過剰状態の中、業者数の減少は不可避だが、自然淘汰に任せると「悪貨が良貨を駆逐する」という帰結に至る可能性があるため、会計法令等の「競争的な契約者選定」という要請の枠内で、**優良業者を効果的に維持していく「傾斜的な」施策が必要**
- ◆ 「技術力」「誠実性」「地域貢献」の視点を重視した競争的選抜により、優良企業の安定受注で事態を打開
- ◆ 以下の当面の対策とともに、抜本的な見直しも喫緊の課題



◇各論：当面の対策

技術力の適正評価

① 総合評価入札の拡充

- 1. 評価項目の細分化

② 予定価格の事後公表

- 1. 厳格なコンプライアンスの体制の構築を前提に総合評価の一部で試行を検討（継続して議論）

安定経営の支援

③ 最低制限価格の見直し

- 1. 最低制限価格の引き上げ
- 2. 算定式への現場補正係数の導入
- 3. 府内企業向け入札で最低制限価格の射程の拡大（継続して議論）

地域貢献の評価

④ 地域貢献を重視した入札の導入

- 1. 地域貢献優先型入札
- 2. 地域性を重視した入札

誠実性の追求と不良不適格業者の排除

⑤ 元請・下請関係の適正化

- 1. 元下関係適正化指針の運用、下請相談窓口の設置

⑥ 不正・不誠実な行為等の排除（一部継続して議論）

- 1. 指名停止措置の強化（反社関係、非公開情報開き出し、不適切な元下関係等）
- 2. 非公開情報開き出しの記録・公表
- 3. 積算内訳書チェックの厳格化

3 今後の進め方

- (1) 以下以外の当面の対策について12月15日以降、準備が整い次第、順次実施
- (2) ⑤は制度内容や運用方法を周知の上、実施
- (3) ②及び③の3は委員会において継続的に審議
- (4) ⑥の1、2は②と一体として実施

日本共産党
京都府会議員団



まえくぼ義由紀
(宇治市・久御山町選出)



かみね 史朗
(右京区選出)



みつなが敦彦
(左京区選出)



島田 けい子
(右京区選出)



原田 完
(中京区選出)



山内 よし子
(南区選出)



西脇 いく子
(下京区選出)



さこ 祐仁
(上京区選出)



浜田 よしゆき
(北区選出)



成宮 まり子
(西京区選出)



ばばこうへい
(伏見区選出)